

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	カマウ省森林火災跡地コミュニティ開発支援計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	カマウ省森林火災跡地コミュニティ開発支援計画を実施するために必要な 1. 水路、道路、橋梁、森林火災監視施設、保健施設及び初等教育施設の建設並びに林地改良に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	905,000千円 H20.3.31まで	H20.3.12 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 フイ・コン・フー カマウ省人民委員会委員長	H20.3.31 207号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	441,000千円 (H20年度) 34,000千円) H21.3.31まで (H21年度) 202,000千円) H22.3.31まで (H22年度) 122,000千円) H23.3.31まで (H23年度) 83,000千円) H24.3.31まで	H20.7.25 ハノイで (同日)	日本側 高村正彦外務大臣 ベトナム側 グエン・ライ エン・ニヤン副首相兼教育訓練大臣	H20.8.11 457号
ベトナム	ホーチミン市タンカンソトライ港税関機能強化計画の贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ホーチミン市タンカンソトライ港税関機能強化計画を実施するために必要な 1. 検査用施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及びび2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	867,000千円 H21.3.31まで	H20.10.15 ハノイで (同日)	日本側 松永大介在ベトナム臨時代理大使 ベトナム側 トー・ホアン・アン ・フアン・トクアン財政副大臣	H20.10.30 578号
ベトナム	第二次中南部海岸保全林植林計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次中南部海岸保全林植林計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	39,000千円 H21.3.31まで	H20.11.20 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ム大使 ベトナム側 カオ・ボク ク・フアンツト農業農村開発大臣	H20.12.4 634号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。